

【件名】

日本におけるオミクロン株に対する水際対策措置（インド全土からの入国者に対する指定施設での3日間待機ほか）

【ポイント】

- 1月17日（月）午前0時以降、日本入国前14日以内にインドに滞在歴のある方は、検疫所が確保する宿泊施設で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。（インドに滞在歴のある方は、滞在していた州を問わず対象となります。）
- オミクロン株が支配的となっている国・地域（現時点では全ての国・地域）からの帰国者・入国者の自宅等での待機期間が、14日間から10日間に変更されました。

【本文】

1 日本政府は、インド全土を「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定すると発表しました。本件指定に基づく措置は、1月17日（月）の午前0時（日本時間）から実施されます。1月16日（日）にインドを出発して日本に渡航される方（17日の午前0時以降に日本に到着される方）のうち、日本入国前14日以内（入国日を含まない）にインドに滞在歴のある方は、本件措置の対象となります。

2 また、日本政府は、オミクロン株が支配的となっている国・地域（現時点で全ての国・地域）からの全ての帰国者・入国者に係る入国後の自宅等での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不利用のいずれの期間（以下「自宅等での待機期間」）についても14日間から10日間に変更することを発表しました。この変更に基づく措置は、1月15日（土）の午前0時（日本時間）から実施され、既に入国済みの方に対しても適用されます。

なお、オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域（現時点で該当国・地域なし）については、今後、別途の指定を行い、当該国・地域からの帰国者・入国者については、入国後の自宅等での待機期間が14日間となります。

3 上記の措置に伴い、日本入国前14日以内（入国日を含まない）にインドに滞在歴のある帰国者・入国者については、これまで実施されている全ての入国者に共通の措置に加え、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目（入国日を含まない）に改めて検査を受けていただくこととなります。（インドに滞在歴のある方は、滞在していた州を問わず対象となります。）
その上で、陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後10日間の残りの期間を自宅等で待機していただくこととなります。なお、入国後の自宅等

での待機期間の一部を短縮する措置は現在停止されています。

ご参考：全ての入国者に共通の措置（厚生労働省ホームページ：水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

4 日本外務省はインドについて「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」の感染症危険情報を発出しています。インドへの渡航を検討される場合は、現在インドにおいて感染が急激に拡大している状況を踏まえ、渡航の必要性や時期について慎重に御検討ください。

5 インド政府は検疫措置を強化しています。今後もインド政府、各州政府による措置が強化される可能性がありますので、在留邦人の皆様におかれましては、最新情報の入手に努めてください。

（お問合せ先）

在インド日本国大使館

電話：+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス：

○領事関連事項 jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関する事など

jpemb-visa@nd.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>